時事新報定價

特事新報へ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇年前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報ハ直接ニ郵便ニテ送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷ニ大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

商業會議所條例發布したり

兼て世上に風聞したる商業會議所條例は法律第八十一號を以て昨十二日發布せられ其箇條も大抵我輩の臆測したる所のものに異ならず（去る八月三日時事新報）全體の條例に就ては我輩に於ても最初より特に異議あるにあらず商業社會の人々が公然たる一種の合衆體を成し商業の利害に付き政府に向て公けに其意見を述べ政府も亦これに重きを置て時々諮問するゆゑもある可し兎に角に國に大切なる商賈の事に關して官民雙方の氣脉を通ずる方便あれば商賈の思想に乏しき日本政府をして大に發明する所あらしめ又商人の方に於ても雙方の情を通ずるが爲めに法外なる干渉を免かるゝの利益もある可し此條例にして首尾能く實際に行はれなば或は我商業社會の面目を新にするの一助にもなる可しとて贊成の意は表したれども條例中經費の一段に至りて我輩は最初より其實際に適するや否やを掛念する者なり條例第十九條に

會議所ノ經費ハ會員ノ撰擧權ヲ有スル者ヨリ徴收ス其徴收方法ハ會議所ノ議決ヲ以テ地方長官ヲ經由シ農商務大臣ノ認可ヲ受ク可シ

經費ヲ納期ニ納メサル者アルトキハ其地ノ地方稅收入役ニ囑託シテ之ヲ徴收スルコトヲ得

收入役ノ督促ヲ受クルモ經費ヲ納メサル者ハ會員ノ撰擧權及被撰擧權ヲ四箇年以上八箇年以下停止シ尚ホ其情況ニ依リ役員若クハ會員ノ總部又ハ全部ノ改選ヲ命スルコトアルヘシ

＊二百圓以下ノ過料ニ處ス

とあり又其第五條に

會議所設立地ノ商業者ニシテ所得稅ヲ納ムル者ハ會員ノ撰擧權ヲ有ス

とあれば設立地の商業者にして所得稅を納むる者なれば必ず會議所の經費を負擔せざるを得ずとの意味あるが如し、若しも第十八條の文に經費は撰擧者より徴收すとあれば撰擧權を放棄して投票せざる者は經費の負擔も免かるゝゆゑなれども撰擧權を有する者よりと配したるが故に投票するとせざるとに論なく是非とも經費を課せられて怠る者は二百圓以下の過料に處せらるゝみとならん此事果して商業者の身の有樣に適して滑に實際に行はるる可きや隨分易からざるみとなる可し開く東京市中にて商法第四條に掲げたる商取引の各部類に屬する商人及作業人即ち商業者と稱して今度の撰擧人被撰擧人たる者を計れば其數凡そ一萬人の見込あり

と云ふ然るに此一萬の商賈者中には種々樣々の人物を混合して女戸主もあれば病身者もあり當世流の紳商もあれば古風無學の素町人もあり資産も同じからず思想も同じからざる其中に多數を問へば依然たる舊時の町人のみにして商業會議所の利益を了解して商人の體面を張るなどの考を抱く者は百中の一に過ぎず即ち一萬人中共に文明の商事を語る可きは僅に一百人ある可し左れば殘る九千九百人の身に取りては會議所の有無は毫も痛痒を感ずるに足らず、身に痛痒なくして會議所の經費は負擔せざる可らずと云はるれば其感覺は恰も新に臨時の稅を課せられたるものに異あらざる可し本來條例の精神は僅々の錢を拂ふて商業社會全體の基礎を立てんとするものなれば其價固に安しと雖も其物の性質を知らざれば無代價にても不用なりと云ふは人情の常なるが故にいよ〳〵會議所を組織して經費徴收の實際に至らば俗論喋々頻りに不服を唱へ甚だしきは俗に云ふ赤螺屋鍼右衛門の連中が御上樣へ會議所稅の御免を願ひするなどの奇談はなかる可きやと我輩の竊に心配する所あり但し條例中にも徴收方法は會議所の議決以て定めれば其議決次第に或は穏に行はるゝみともある可し兎に角に他日其實地の事情を見て更に論ずる所ある可し

官報

第一條　商業會議所條例

第二條　商業會議所ハ設立セントスルトキハ其地ノ商業者中此條例ニ依リ會員タルヲ得キ者發起人ト爲リ地方長官ヲ經由シ農商務大臣ノ認可ヲ請フヘシ但發起人ノ數ハ定數ヲ以テ定ムヘキ會員ノ半數以上ナルコトヲ要ス地方長官ハ前項ノ申請ヲ受タルトキハ若クハ市參事會ニ諮問シ其意見ヲ徴シ尚ホ自己ノ意見ヲ添ヘ農商務大臣ニ進達スヘシ

第三條　會議所設立地ノ境界ハ市町村ノ區域ニ依ルヘシ但土地商業ノ情況ニ由リ數市町村ノ區域ヲ互ニ聯合シテ其地ヲ一會議所ノ設立スルコトヲ得

第四條　會議所ノ事務權限左ノ如シ

一　商業ノ發達ヲ圖リ若クハ其衰退ヲ防ク必要ノ方策ヲ議定スルコト

二　商業ニ關スル法律規則ノ制定改正廢止及施行方法其他商業上ノ利害ニ關スル意見ヲ官廳ニ陳申スルコト

三　商業ノ實況及其統計ヲ官廳ニ報告スルコト

四　商業ニ關スル事項ニ付官廳ノ諮問ニ應答スルコト

五　法律命令若クハ官ノ委任ニ依リ其他ノ公設營業所ヲ立ツルコト

六　商業ニ關スル營造物ヲ管理スルコト

七　仲立人ノ資格員數及手數料ヲ審査スルコト

八　會議所ハ仲裁ヲ爲スコト

第五條　會議所ハ其地ノ商業者ニシテ年齢三十歳以上ノ男子及商事會社ノ代表ヘキ者ハ法律上其會社ノ代理權ヲ有スル者一員ニ限リ撰擧權及被撰擧權ヲ有ス

第六條　會議所設立地ニ於テ所得稅ヲ納ムル商業者ニシテ年齢三十歳以上ノ男子及商事會社ノ代表ヘキ者ハ法律上其會社ノ代理權ヲ有スル者一員ニ限リ撰擧權及被撰擧權ニ關スル財產資格ニ付テハ農商務大臣ハ地方ノ情況ニ依リ省令ヲ以テ特ニ其所得稅ノ額ヲ定メ又他ノ區域ヲ加フルコトヲ得

第七條　第五條及第六條ノ規定中會員ノ選擧權及被撰擧權ニ關スル財產資格ニ付テハ農商務大臣ハ地方ノ情況ニ依リ省令ヲ以テ特ニ其所得稅ノ額ヲ定メ又他ノ區域ヲ加フルコトヲ得

第八條　左ニ掲クル者ハ會員ノ選擧權及被選擧權ヲ有セス

一　禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ商業及農工ノ業ヲ營スル罪ニ關シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ商業及農工ノ業ヲ營スル罪ニ關シ刑ニ處セラレ滿期後又ハ赦免後三箇年ヲ經サル者

二　財產ニ對スル罪ハ公權ヲ剥奪スル罪及信用ヲ害スル罪ニ關シ刑ニ處セラレ滿期後又ハ赦免後五箇年ヲ經サル者

三　公權剥奪若クハ停止ノ宣告ヲ受ケタル者

第九條　會員ノ數ハ十五名以上五十名以下各會議所ノ定款ヲ以テ定ムヘシ

第十條　會員ハ無給トス其任期ハ四箇年トシ毎二年其半數ヲ改選ス初回ノ解任者ハ抽籤ヲ以テ定ムヘシ

第十一條　會員ハ當選書ハ左ニ掲クル者ヲ除ク外會議所ノ議決ヲ經テ其銘碑ヲ辭シ又ハ任期中辭職スルコトヲ得ス

一　疾病若クハ老衰ニ依リ職務ニ堪ヘサルコトヲ明スル者

二　營業ノ爲メ常ニ會議所所在地ニ住居スル能ハサル者

第十二條　前條ノ規定ニ依ル非ラスシテ會員ノ職ヲ辭スル者ハ會議所ノ議決ヲ以テ百圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第十三條　會員ノ撰擧ハ商長若クハ市長委員ヲ命シ日時及場所ヲ定メ施行セシム其費用ハ會議所ノ負擔トス

第十四條　會議所ノ會議ハ第四條第二項第四項及第七項ノ事件ニ係ル會議ハ公開スルコトヲ得ス

前項ノ外議案ハ議決ヲ以テ公開ヲ禁スルコトヲ得

第十五條　會議所ハ第四條第七項ノ場合ニ於テ其關係人ヨリ相當ノ手數料ヲ徴收スルコトヲ得

第十六條　會議所ハ法人トシテ財產ヲ所有スルモノトス

第十七條　會員ヲ置キ會議所ニ參與セシムルコトヲ得但特別會員ハ其議決ニ加フルコトヲ得ス

第十八條　會議所經費ノ負擔ハ地方長官ヲ經由シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

撰擧ノ決算ハ地方長官ヲ經由シ農商務大臣ニ報告スヘシ

第十九條　會議所ノ經費ハ會員ノ撰擧權ヲ有スル者ヨリ徴收ス其徴收方法ハ會議所ノ議決ヲ以テ地方長官ヲ經由シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

經費ヲ納期ニ納メサル者アルトキハ其地ノ地方稅收入役ニ囑託シテ之ヲ徴收スルコトヲ得

收入役ノ督促ヲ受クルモ經費ヲ納メサル者ハ會員ノ撰擧權及被撰擧權ヲ四箇年以上八箇年以下停止シ尚ホ二百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十條　會議所ノ定款ハ會議所ノ議決ヲ以テ左ノ事項ヲ規定シ地方長官ヲ經由シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

一　會員撰擧規則

二　議事規則

三　庶務規程

四　役員職務權限

五　仲裁規則

六　會計規則

公設ノ營造物若クハ其營業所ノ管理規則

七　仲裁ヲ爲サントキハ會議所其權限ヲ犯シ又ハ商業上有害ノ行爲アリト認メタルトキハ會議ヲ停止シ尚ホ其情況ニ依リ役員若クハ會員ノ總部又ハ全部ノ改選ヲ命スルコトアルヘシ

第二十一條　農商務大臣ハ此條例施行ノ責ニ任シ之カ爲メ必要ナル命令ヲ發スヘシ

○大藏省令第二十二號

本年（九月）勅令第二百三號貿易關規則第九條及第四十八條ノ特許手數料左ノ通之ヲ定ム

明治二十三年九月十二日　大藏大臣伯爵松方正義

一日沒ヨリ日出マテ	貿易物積卸特許手數料	毎一時間　壹圓五拾錢
一日出ヨリ沒マテ	貿易物積卸特許手數料	毎一時間　壹圓
一日沒ヨリ日出マテ	貿易平日臨時開關特許手數料	同　壹圓五拾錢
一日出ヨリ沒マテ	貿易平日臨時開關特許手數料	毎一時間　壹圓
一日沒ヨリ日出マテ	貿易物積卸特許手數料	毎一時間　壹圓五拾錢
一日出ヨリ沒マテ	貿易物積卸特許手數料	毎一時間　壹圓
一日沒ヨリ日出マテ	貿易平日臨時開關特許手數料	同　壹圓五拾錢

但前日ヨリ引續キ開關ノ場合ハ此限ニアラス

午前十時ヨリ午後四時マテ	貿易休日臨時開關特許手數料	拾五圓
午後四時ヨリ同十二時マテ		四拾五圓
午前十時ヨリ午後六時マテ		九十五圓
午前十時ヨリ午後十二時マテ		二拾圓
午後六時ヨリ同十二時ヨリ過ルトキ		拾五圓
午前十時ヨリ午後四時マテ		四拾五圓
午前十時ヨリ午後六時マテ		七拾圓
午前十時ヨリ午後十二時マテ		百貳拾圓
午後六時ヨリ同十二時ヨリ過ルトキ		貳拾五圓
午前十時ヨリ午後十二時マテ		四拾圓
午後四時ヨリ同十二時ヨリ過ルトキ		七拾圓
午前十時ヨリ午後十二時マテ		七拾五錢
午後六時ヨリ同十二時ヨリ過ルトキ		五拾錢
一日沒ヨリ日出マテ	貿易休日臨時開關特許手數料	毎一時間　壹圓五拾錢
一日出ヨリ沒マテ		同　壹圓
一日沒ヨリ日出マテ	貿易平日臨時開關特許手數料	同　壹圓五拾錢
一日出ヨリ沒マテ		毎一時間　壹圓
一日沒ヨリ日出マテ		同　壹圓五拾錢

○大藏省令第二十二號參照

勅令第二百三號貿易關規則（明治二十三年九月八日官報）抄錄

第九條　外國通航船ハ日沒ヨリ日出マテノ間及稅關ノ休日ニハ稅關技ノ特許ヲ受クルニ非サレハ貨物ノ陸揚ヲ船側ヲ若ハ船移スルコトヲ得ス

前項ノ日時間ハ緊急其他貨物ヲ納ルヘキ場所ハ稅關監吏之ヲ指定スヘシ

第十八條　稅關ノ執務時間ハ休日ヲ除キ午前十時ヨリ午後四時マテトス但臨時開關ヲ請フ者ハ稅關長ノ特許ヲ受クヘシ

○大藏省令第百二十八號

北海道廳
沿岸府縣

今般勅令第二百四號ヲ以テ稅關官吏職務規定相成候ニ付テハ右勅令施行ノ日ヨリ沿岸開港外ニ於テ左ノ場合アルトキハ速カニ其地ノ町村役場若クハ浦役場ヨリ所管稅關ニ通報セシムヘシ

明治二十三年九月十二日　大藏大臣伯爵松方正義

一　稅關出張ノ場合

一　出張者ノ官職及氏名

一　出張ノ年月日

一　出張ノ目的

一　出張ノ場所